

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

| | |
|-----------|--------|
| 市町村(保険者)名 | 野田市 |
| 所属名 | 高齢者支援課 |

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

| 項目番号 | 第8期介護保険事業計画に記載の内容 | | | | 令和5年度(年度末実績) | | |
|------|-------------------|--|--|--|--|--------|---|
| | 区分 | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標 (事業内容、指標等) | 実施内容 | 自己評価結果 | 課題と対応策 |
| 2 | ②介護給付等費用の適正化 | 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するように促すことにより、適切なサービスの確保と、費用の効率化を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、適正化事業は重要であると考えます。 | 1「要介護認定の適正化」 2「ケアプラン点検」 3「住宅改修・福祉用具実態調査」 4「縦覧点検・医療情報との突合」 5「給付費通知」 | ①「要介護認定の適正化」…認定調査の内容について、調査後及び認定審査会委員への配布前にすべての調査票の確認を行い、疑義が生じた調査内容については、訪問又は調査員への聞き取り等の方法により点検する。 ②「ケアプラン点検」…介護支援専門員が作成した居宅サービス計画等の記載内容について、事業者へ資料提出依頼又は訪問調査を行う。第8期計画期間内に市内の全居宅支援事業所に対し、最低1回の点検を実施する。 ③居宅介護住宅改修の申請を受け、リハビリテーション専門職の知見に基づき改修工事を施工する前の工事見積書の点検及び施工前写真等の確認を行う。また施工前の点検の際に、疑義が生じたケースなどは、受給者宅を訪問し実態確認を行う。 ④「縦覧点検・医療情報との突合」…受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性の確認を行う。また、医療保険と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除等を図る。 ⑤「介護給付費通知」…保険者から受給者本人に対して、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者自らが受けているサービスを改めて確認し、事業の適正な給付を促すことで、介護給付費の抑制効果を図る。 | ① ・調査票確認数 令和5年度 4190件(全件) ② ・ケアプラン点検数 令和3年度 84件 令和4年度 187件 令和5年度 206件 ③ ・リハビリテーション専門職による書類確認数 住宅改修 令和5年度 612件(全件) 福祉用具 令和5年度 130件 ・実態調査件数 令和5年度 0件 ④ ・医療費の突合 点検件数 令和3年度 2646件 令和4年度 2733件 令和5年度 2374件 ・縦覧点検を行っている帳票(国保連合会委託を含む) 重複請求縦覧チェック一覧表 算定回数制限縦覧チェック一覧表 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧 ⑤ ・通知件数 令和3年度 5889通 令和4年度 6008通 令和5年度 6218通 | ○ | ①要介護認定の適正化については、継続して行っていく。 ②ケアプラン点検については第9期計画期間内に市内の全居宅支援事業所に対し、最低1回の点検を実施することを目標に事業計画を作成し、事業計画に基づき点検を行う。 ③住宅改修・福祉用具実態調査については書類確認は行えたが、実態調査の該当になるような案件がなかった。受給者の身体状況により適した改修を行うため、実態調査を積極的に行う。 ④医療費の突合については、今後も医療保険担当と連携をして、行っていく。縦覧点検については、今後も4帳票を中心に点検を行っていく。また、令和6年4月より国民健康保険団体連合会から保険者支援を受けることで、より詳細に点検を行う。 ⑤介護給付費通知については、費用対効果を見込みづらいため、令和6年度以降廃止する。 |